

第5次総合計画について

1. 総合計画とまちづくり基本条例

平成23年の地方自治法改正により、地方自治体による策定義務はなくなっています。しかし、宮代町では、平成19年に「宮代町まちづくり基本条例」を策定し、総合計画を町の最上位計画として位置付けていましたので、この趣旨を尊重し、「総合計画の議決に関する条例」を定めました。

総合計画を定めるにあたっては、議会の議決を経ることとしています。

2. 実行計画について

総合計画で定められた構想や方針を具体的に実現するためのアクションプランが実行計画です。「いつ」「どこで」「だれが」を明確にした上で具体的な事業を実施します。

実行計画は、半年おきの進捗状況はホームページや広報で町民の皆さんにも示していきます。議会に対しては、これに加え、決算時の「主要な成果に関する説明書」や予算時の「わたしたちの予算書」などにおいて詳細な資料を提示していきます。実行計画は前期5年、後期5年で実施していきます。

3. 総合計画と個別計画との関係について

「宮代町まちづくり基本条例」20条では「他の計画の策定及び変更にあたっては、総合計画との整合を図らなければなりません」としています。総合計画は町の最上位の計画ですので、町の個別分野の計画は、総合計画で掲げられた構想や方針をふまえて策定しなければなりません。

総合計画は長期的な視点に立って、町全体の進むべき方向を示すもので、個々の行政分野を網羅的に示すものではありません。一方、ごみ処理や福祉など個々の個別計画では、総合計画で示した構想、方針を拠り所として、それぞれの分野ごとに数値的、統計的な分析を加えた上で、その分野の計画を策定します。

[個別分野の一例]

- ・都市マスタープラン
- ・一般廃棄物処理基本計画
- ・教育振興基本計画
- ・健康福祉プラン
- ・子ども・子育て支援事業計画 など

4. 総合計画の策定経緯

町民の皆さんから幅広く意見を聞くことを目的にした無作為に抽出した町民の皆さんによるワークショップは合計4日、20時間以上、延べ200人になります。その中には、町民と職員によるワークショップも含まれます。また、総合計画審議会は令和元年6月から令和2年7月までの間、10回にわたる会議を開催しています。特に令和2年3月以降はコロナ禍の中、3密を避けながら会議を開催し、4月にはオンラインによる会議も行っています。

なお、総合計画審議会の委員13人の内6人、ワークショップ参加者のおおむね半数は女性となっています。性別や世代に偏りなく、幅広く多様な意見をうかがうことを重視したものです。

5. 将来人口について

令和12(2030)年の将来推計人口はおよそ31,000人ですが、計画では現在の人口34,000人を維持していくことを目標としています。

現在、埼玉県の方針もあり、新しい市街地(住宅地)を生み出すことは難しい状況ですが、宮代町には3つの駅を中心とする利便性の高い既存市街地に、未利用の土地が53ヘクタールあります。この面積は、道仏地区土地区画整理地の32ヘクタールを上回る面積です。市街地の魅力を高めることによって、この目標を達成することを目指します。

6. コロナ禍の社会への対応

「構想2」では「コンパクトな町の強みを活かす」として、さらなる高齢化の10年は人々の生活範囲が狭まり、進修館や役場に出てきて何かをする、というよりも、地域の中で生活することが多くなる、そこをサポートする必要性を示しています。「構想3」の「さまざまな活動や主体を生み出す」において、地域の中のさまざまな場で小さな活動が生まれる、という視点はコロナ禍が浮き彫りにした一極集中の弊害、とは対極にある「集中から分散へ」という傾向に合致しているものです。

《総合計画に関連する条例》

宮代町まちづくり基本条例

平成 19 年 12 月 13 日 条例第 26 号

(前文)

私たちは先人たちの努力の積み重ねから多くの恩恵を受けており、私たち自身も宮代町をより良い姿で、次の世代に引き継いでいく責任があります。

宮代町のまちづくりは、ここに住み、活動するすべての人の意思によって行われなければなりません。そのためには、自助と共助による市民自治の考え方を基本理念として共有し、市民が自ら出来ることは自ら行い、知恵と行動を持って、互いに協力し合いながら、身近な問題の解決に当たっていく必要があります。そして、町議会及び行政には、こうした市民の意思と行動を尊重しながら、その信託された役割に責任を持って応えていくことが求められます。

私たちは、こうした認識のもと、より良い宮代町を創造し続けていくための規範となるべきものとして、ここに、宮代町まちづくり基本条例を制定します。

(総合計画)

第 20 条 行政は、総合的かつ計画的な行政運営を行うために策定する基本構想及び基本構想の実現のために策定する基本計画(以下「総合計画」といいます。)をまちづくりに関する最上位の計画として位置付け、他の計画の策定及び変更に当たっては、総合計画との整合性を図らなければなりません。

2 総合計画は、この条例の趣旨に則り策定されなければなりません。

宮代町総合計画の議決に関する条例

平成 23 年 9 月 1 日 条例第 12 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 2 項の規定に基づき、宮代町総合計画について宮代町議会(以下「議会」という。)の議決すべき事件とすることに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において「宮代町総合計画」とは、宮代町まちづくり基本条例(平成 19 年宮代町条例第 26 号)第 20 条に基づく計画をいう。

(議会の議決)

第 3 条 町長は、宮代町総合計画を定めるに当たっては、議会の議決を経なければならない。

2 町長は、前項の宮代町総合計画を変更しようとするときは、あらかじめ議会の議決を経なければならない。